

会計年度任用職員制度に係る財源措置について

四 国 部 会 提 出

(理 由)

地方自治体においては、厳しい財政事情から常勤職員の抑制を図る一方、教育・子育てなど増大、多様化する行政需要に柔軟かつ安定的に対応するため、これまで多数の臨時・非常勤職員を任用し、活用してきたが、これまでその法的な位置づけは不明確であり、任用の適正化が課題となっている。また、近年、国の方針のもと「同一労働同一賃金」の実現に向けた取り組みが官民を問わず進められ、雇用形態によらない適正な処遇の確保が求められてきた。

こうしたことから、地方自治体の臨時・非常勤職員について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、任用根拠の明確化と、期末手当等の支給が可能となるなど、処遇の適正化が図られることとなった。

しかし、制度移行に当たり、地方自治体においては、人件費やシステム関係経費等の大幅な増額が見込まれ、財政運営面で大きな支障となることが予想されている。

国においては、既に令和2年度の地方財政対策において、地方財政計画の歳出に会計年度任用職員制度移行に伴う期末手当の支給等に係る経費として、0.17兆円を計上しているが、制度移行後においても、地方自治体の行政サービスや財政運営に影響を及ぼすことがないよう、制度創設に伴い新たに支給する経費等の所要額全額について、継続的かつ確実な財源措置を講じるよう強く要望する。